

平成 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名
(電話番号)

印

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）
附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について、以下のとおり、原料として使用する石灰石中の水銀含有量が高く、石灰石の変更も困難であるため、石灰石中の水銀含有量の分析結果を添えて届け出ます。

記

- 1 石灰石中の水銀含有量 (mg/kg)
- 2 原料として使用する石灰石を変更することが困難な理由

(添付書面)

精度管理に関する情報